

奈良県告示第二百二十七号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和六年九月二十七日

奈良県知事 山下 真

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
吉野郡十津川村大字平谷四五番地 新宮信用金庫十津川支店	和歌山県新宮市大橋通三丁目一番地の四	新宮信用金庫	令和六年九月三十日